

事務連絡  
令和7年3月5日

各発注機関の長様

県土整備部建設業課長

単価契約図面作成作業及び単価契約積算資料作成作業に係る最低制限価格の運用について（通知）

単価契約図面作成作業に係る最低制限価格の運用については、平成24年2月21日付事務連絡「単価契約図面作成業務委託に係る最低制限価格の運用について」により実施しているところですが、単価契約積算資料作成作業実施要領の制定に伴い、以下のとおり運用を定めましたので通知します。

なお、この通知に伴い、平成24年2月21日付事務連絡「単価契約図面作成業務委託に係る最低制限価格の運用について」は令和7年3月4日をもって廃止します。

#### 1. 運用

単価契約図面作成業務委託及び単価契約積算資料作成作業に係る最低制限価格の算出については、「測量・設計業務に係る最低制限価格の運用について」を準用し、最低制限価格入札書比較価格の算出の際の端数処理については、「万円未満」を「10円未満」と読み替えるものとする。

事務担当：県土整備部建設業課  
入札制度班  
TEL 059-224-2723